

長野県看護大学ハラスメント及び性暴力等対策ガイドライン

<目次>

1. ガイドラインの目的
2. ガイドラインの適用範囲
3. ハラスメント及び性暴力等について
4. ハラスメント及び性暴力等を起こさないために
5. 相談対応の窓口
 - (1) 相談員の役割
 - (2) 相談にあたっての基本的な心構え
 - (3) 相談窓口の利用者
 - (4) 相談窓口の利用方法
6. 苦情の申出又は相談、事案対応の申立ての手続
 - (1) 苦情の申出又は相談の受付と対応
 - (2) 事案対応の申立ての手続
7. ハラスメント防止委員会での審議と問題解決の手続き
 - (1) 「通知」の手続き
 - (2) 「調整」の手続き
 - (3) 「調停」の手続き
 - (4) 「調査」の手続き
 - (5) ハラスメント及び性暴力等の認定とその後の措置
 - (6) 学長による措置と異議の申立て
8. 二次被害防止等の措置
9. 虚偽申立て等の禁止
10. ガイドラインの見直し
11. その他

1. ガイドラインの目的

このガイドラインは、長野県看護大学ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程（令和8年4月14日施行、以下、「規程」という。）第21条に基づき、規程第2条に規定する本学の教職員及び学生（以下、「構成員」という。）に対して、ハラスメント及び性暴力等の防止に関して認識すべき事項を示し、その申立てと問題解決のための手続き等の基本的な取り組みについて周知することを目的とします。

2. ガイドラインの適用範囲

- (1) このガイドラインは、本学の構成員の間に生じたハラスメント及び性暴力等の事案について、学内・学外での出来事を問わず、適用します。
- (2) 本学構成員と構成員以外の者との間に生じたハラスメント及び性暴力等の事案であっても、それが本学の管理下で行われる修学上の行為又は職務であれば、このガイドライン

を準用します。

- (3) 本学教員が、他大学等において非常勤講師等の立場に関わるハラスメント及び性暴力等事案については、原則として当該他大学等が対処することになります。不適切な行為が明らかとなったときには、本学においても懲戒処分等の対象となることがあります。

3. ハラスメント及び性暴力等について

ハラスメントとは、他の人の人格や尊厳を侵害する言動または、行為であり、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント・パタニティハラスメント、SOGI ハラスメント、ケアハラスメント、モラルハラスメントがあります。また、性暴力等とは、同意がなく強要されたすべての性的な行為のことです（規程第2条）。

4. ハラスメント及び性暴力等を起こさないために

私たちは、誰でもハラスメント及び性暴力等の被害者になると同時に、ハラスメント及び性暴力等の加害者にもなる可能性があります。無意識のうちに相手に不快な思いをさせたり、相手の心を傷つけたりしてしまうこともあります。日頃から相手の気持ちを気遣うように心がけましょう。

- (1) お互いの考え方や感じ方は人によって様々です。自分では気にも留めないようなことでも、相手の受け取り方が異なることもあります。何気ない冗談や例え話が、相手を深く傷つけることがありますので、気をつけましょう。
- (2) 他の人の人格を尊重し、自分の言動や行為を相手の立場になって考えてみましょう。
- (3) 社会的地位や権限をもつ人に対しては、明確な意思表示のできないことがあります。相手が抗議しないから「嫌がっていない」と勘違いをしないよう注意しましょう。
- (4) ハラスメント及び性暴力等の防止に関するリーフレットやパンフレット、研修会等で、ハラスメント及び性暴力等についての知識を得るようにしましょう。

5. 相談対応の窓口

本学では、ハラスメント及び性暴力等に関する相談や苦情の申出に対応するため、相談窓口として相談員制度（規程第9条）を設けています。

(1) 相談員の役割

- ① ハラスメントに関する苦情の申出又は相談に応じて、必要な指導や助言を複数名で行います。
- ② すみやかな対応や措置が必要と判断された場合や、相談者が問題解決のために相談以上の対応を希望する場合には、その意思を確認し、同意を得た上で、ハラスメント防止委員会に報告します。
- ③ 相談者がカウンセラーや弁護士、病院等の紹介を希望する場合には、それに関する情報を提供します。

(2) 相談にあたっての基本的な心構え

- ① 相談者の意思や意向を尊重し対応します。
- ② 相談員は相談者のプライバシーを厳守し相談内容を秘匿します。
- ③ 止むを得ず他の相談員に引き継ぐ場合には、相談者の同意を得ることを原則とします。
- ④ 特に、性暴力等の疑いがある場合には、相談員は次のことに配慮します。（1）被害を受け

たとする者の心情及びプライバシーに十分配慮すること、（２）警察その他の関係機関への相談又は通報ができることについて適切に説明すること、（３）その者の安全確保及び二次被害の防止を最優先すること、（４）不用意な事情聴取によりその者に更なる心理的負担を与えることがないように配慮する（規程第10条第2項）。

(3) 相談窓口の利用者

相談員窓口は次の人が利用できます。

- ① ハラスメント又は性暴力等と思われる行為を受けた人
- ② 他の人がハラスメント又は性暴力等と思われる行為を受けているのを見た人
- ③ ハラスメント又は性暴力等に関する相談を受けた人
- ④ ハラスメント又は性暴力等を行っているとの指摘を受けた人
- ⑤ 本学の元構成員で、在学中又は在職中にハラスメント又は性暴力等と思われる行為を受けた人（但し、相談を行うことができるのは、相談者が卒業、修了、退学又は退職してから6ヶ月以内とします。）

(4) 相談窓口の利用方法

相談員の名簿は、学生便覧と、専用パンフレット「ハラスメント及び性暴力等の防止のために ハラスメント・性暴力等のないキャンパスを」に掲載されます。そこに記載されている電話番号あるいはEメールアドレス等で、相談員と直接に連絡をとることができます。但し、相談者と相談員とのあいだに利害や恋愛感情等がある場合には、他の相談員が担当します。

6. 苦情の申出又は相談、事案対応の申立ての手続

相談員及びハラスメント防止委員会は、苦情の申出又は相談について次のように対応します。但し、事案対応の申立てを行う人（以下、申立て者という。）は、ハラスメント又は性暴力等と思われる行為を受けた本人又は代理者あるいはハラスメント又は性暴力等を行っているとの指摘を受けた本人又は代理者であり、匿名による申立てはできません。

(1) 苦情の申出又は相談の受付と対応

- ① ハラスメント又は性暴力等に関する苦情の申出又は相談を受けた時、相談員はその内容を受付票に記入し記録します。
- ② 相談員によりハラスメント又は性暴力等の疑いがあると判断された場合は、相談者が求める対応について、その意思を確認します。
- ③ 相談者が相談以上の対応を希望する場合には、相談者の同意を得た上で、相談の内容をハラスメント防止委員会に報告します。
- ④ 相談者が相談以上の対応を求めない場合には、相談者の同意を得た上で、相談の状況（匿名の取扱いも可能）をハラスメント防止委員会に報告します。

(2) 事案対応の申立ての手続

- ① 相談で問題が解決されない場合には、相談者のうちでハラスメント又は性暴力等と思われる行為を直接受けた本人又は代理者は、原則として相談員を通じてハラスメント防止委員会へ事案対応の申立てを行うことができます。その際、下欄のうちから希望する問題解決の手続きを選択することができます（規程第11条及び第12条）。
- ② 相談者がいずれの手続きの選択も希望しない場合には、ハラスメント防止委員会で協議し相談者との合意に基づいて、適切と考えられる措置を講ずることになります。

手続き	手続きの概要	手続きの主体
「通知」	申立て者を匿名のまま、相手方に相談のあったことを通知し、問題の解決を図る手続き	ハラスメント防止委員会
「調整」	当事者双方の主張を公平な立場で調整し、問題の解決を図る手続き	ハラスメント防止委員会
「調停」	当事者同士の話し合い、又は調停案の提示により問題の解決を図る手続き	ハラスメント調停委員会
「調査」	事実関係の公正な調査に基づき、厳正な措置を求める手続き	ハラスメント調査委員会

- ③ 事案対応の申立てを行った後で、申立て者本人の意思により、それを取り下げたいと希望する場合には、「取り下げ書」をハラスメント防止委員長へ提出して下さい。ハラスメント防止委員会での審議を経て承認されます。

7. ハラスメント防止委員会での審議と問題解決の手続き

ハラスメント及び性暴力等の防止やハラスメント及び性暴力等に起因する問題の解決及び被害の救済のために、本学ではハラスメント防止委員会が設置されています（規程第5条）。苦情の申出又は相談の内容等については、相談員を経由して、ハラスメント防止委員会に報告あるいは事案対応の申立てがなされます。事案対応の申立てについては、ハラスメント防止委員会で協議を行い、申立て者の意向を尊重しつつ、「通知」・「調整」・「調停」・「調査」のいずれかの手続きを開始します。なお、これ以降は事案の処理の終了が委員会から申立て者に通知されるまで、本人への通知等は委員会が行います。次にそれぞれの手続きについての概略を説明します。

(1) 「通知」の手続き

- ① 「通知」の手続きでは、申立て者を匿名のまま、相手方にハラスメント又は性暴力等と思われる行為についての相談があったことを通知して、問題の解決を図ります。
- ② この手続きでは、ハラスメント防止委員会が対応にあたります。但し、ハラスメント防止委員会が指名する、委員以外の学内者がこの手続きの実施に協力することもあります。
- ③ 申立て者が「通知」の手続きに不満のある場合には、ハラスメント防止委員会に対して、他の問題解決の手続きを求めることができます。

(2) 「調整」の手続き

- ① 「調整」の手続きでは、当事者の主張を公平な立場で調整し、問題の解決を図ります。
- ② この手続きでは、ハラスメント防止委員会が対応にあたります。但し、ハラスメント防止委員会が指名する、委員以外の学内者がこの手続きの実施に協力することもあります。
- ③ 申立て者が「調整」の手続きに不満のある場合には、ハラスメント防止委員会に対して、他の問題解決の手続きを求めることができます。

(3) 「調停」の手続き

- ① 「調停」の手続きでは、ハラスメントに関する紛争を当事者同士の話し合い、又は調停案の提示によって解決を図ります。
- ② 「調停」の手続きが必要と判断され、当事者から承諾の得られた場合には、ハラスメント調停委員会を設置し対応にあたります。
- ③ 中立性や公平性を保つため、調停委員会については、ハラスメント防止委員長が当事者と利害関係のない者を委員として指名し、必要に応じて学外の有識者を含む若干名で構成します。

- ④ 調停委員会は当事者同士の話し合いを仲介し、双方の主張を調整します。話し合いによる合意が基本ですが、状況によっては調停案を提示することで問題の解決を行います。
- ⑤ 調停のための話し合いには、原則2名以上の調停委員が立ち会いますが、必ず同性の調停委員が同席します。
- ⑥ 調停委員会は、次のいずれかに該当するときは、「調停」の手続きを打ち切ることがあります。
 - A) いずれかの当事者が「調停」の打ち切りを申し出たとき
 - B) いずれかの当事者が調停案を受諾しないとき
 - C) 相当な期間（申立てから6ヶ月程度）が経過しても合意の成立する見込みがないと判断されたとき
- ⑦ 申立て者は、「調停」の手続きが打ち切りとなった場合に、ハラスメント防止委員会に対して、他の問題解決の手続きを求めることができます。
- ⑧ 調停の成立後は、その経過も含めて調停委員からハラスメント防止委員会に結果の報告が行われます。
- (4) 「調査」の手続き
 - ① 事実関係の公正な調査を行いその結果に基づいて、被害者の保護救済や加害者の処分等、厳正な措置を求める手続きです。
 - ② 「調査」の手続きが必要と判断された場合には、ハラスメント調査委員会を設置し対応にあたります。
 - ③ 中立性や公平性を保つために、調査委員会については、ハラスメント防止委員長が当事者と利害関係のない者を委員として指名し、必要に応じて学外の有識者を含む若干名で構成します。
 - ④ 調査委員会では申立て者や相手方、その他の関係者から公正に話を聞き、事実関係を確認して、調査の結果をハラスメント防止委員会に報告します。
 - ⑤ 調査は原則2名以上の調査委員で行いますが、必ず調査対象者と同性の調査委員が同席します。
 - ⑥ 調査の実施に際しては、その対象者が希望すれば、立会人を置くことができます。
- (5) ハラスメント及び性暴力等の認定とその後の措置
 - ① ハラスメント防止委員会は、調停委員会からの調停結果、あるいは調査委員会から調査結果の報告を受けて、その内容及び講ずるべき対応策を学長に報告します。
 - ② 調査委員会の調査結果については審議を行い、ハラスメント及び性暴力等の事実関係を認定します。ハラスメント及び性暴力等に該当し改善のための措置が必要であると判断した場合には、被害者の保護救済を含めた対処方法及び加害者の処分等の措置を学長に勧告します。
- (6) 学長による措置と異議の申立て
 - ① 学長はハラスメント防止委員会からの報告あるいは勧告を受けて、必要な措置を講じ、それについて当事者に通知します。また、処分を伴うものについては、教職員の場合は地方公務員法以下の関係規程、学生の場合には学則における懲戒に関する事項に基づき行われます。
 - ② 当事者は、通知された内容に異議があれば、学長に対して申立てを行うことができます。

す。この場合、通知のあった日から1ヶ月以内に、文書により行って下さい。処分の内容に関する異議については、教職員の場合は地方公務員法以下の関係規程、学生の場合には学則における懲戒に関する事項に基づき行って下さい。

(7) とくに、性暴力の疑いがある場合は、規程第11条第2項に基づき対応します。

8. 二次被害防止等の措置

- (1) 相談員及びハラスメント防止委員会委員等は、ハラスメント及び性暴力等に関する対応に当たり、関係者のプライバシーや名誉、その他の人権には十分に配慮して行動します。また、その任務遂行上で知り得た情報や秘密を他に漏らすことはありません。
- (2) 本学の構成員は、ハラスメント及び性暴力等の相談や事案対応の申立てに関する調査について、協力等の正当な対応を行った学生や教職員に対して、そのことを理由にした不利益な扱いや嫌がらせ、あるいは報復行為を絶対に行わないで下さい。
- (3) 本学の構成員は、相談員、ハラスメント防止委員会委員等に対する報復や嫌がらせの行為は行わないで下さい。

9. 虚偽申立て等の禁止

ハラスメント及び性暴力等に関する虚偽の申立てや証言を行った者について、ハラスメント防止委員会は、その事実及び内容等を学長に報告します。学長は、その虚偽内容等に応じて名誉を棄損する行為、学内秩序を乱す行為等として厳正な措置を行います。

10. ガイドラインの見直し

長野県看護大学では、必要に応じてこのガイドライン及び関係する規程等の見直しを行います。

11. その他

このガイドラインは令和8年9月15日から施行します。